

ブライト保育園調布仙川 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 済聖会
代表者氏名	理事長 林 牧絵
法人の所在地	愛知県名古屋市中区栄3-14-7
法人の電話番号	052-265-0190
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営
法人創立年月日	平成23年8月3日

2 保育所の概要

名称	ブライト保育園 調布仙川
所在地	東京都調布市仙川町3-17-6
電話番号	03-3300-0190
開園年月日	平成30年4月1日

3 施設の概要

敷地 面積	835.76㎡
建物	鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積744.75㎡
施設の内容	・乳児室・ほふく室 2室 面積55.24㎡ 調理室 面積31.89㎡、保育室・遊戯室 4室 面積157.17㎡、医務室 面積2.8㎡、 便所(児童用)面積40.69㎡ 屋外遊戯場146.78㎡

4 施設の目的及び運営の方針

ブライト保育園調布仙川(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

5 提供する特定教育・保育の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告示第117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

(3) その他保育に係る行事等

- (4) 安全面・快適性・自立の援助・帰属性・保護者援助等の理由から3～5歳児クラスにおいて制服（活動着、園帽子）を導入した保育を行います。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（令和7年1月1日現在）

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
保育士	指導計画の作成、実施、記録、その他保育上必要な事項	21	11	10	
看護師	園児の健康管理、保健衛生管理・指導	1	1		
栄養士 調理員	給食の材料等の購入、献立作成及び栄養事務管理、調理の実施、記録等	3	3		栄養士と兼務
嘱託医	保育環境整備への助言・指導を行い、また疾病予防や障害・疾患を有する子どもへの対応も含めて園児の健康維持、増進を図る	2		2	村上由加里医師（村上こどもクリニック） 木村直人歯科医師（木村デンタルオフィス仙川）

当園では東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第43号。以下「条例」という。)、の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（6：45～20：00）
保育士・看護師	正規の勤務時間帯（6：45～20：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（7：00～18：00）
調理員	正規の勤務時間帯（7：00～18：00）

- ※ ロテーションにより、園長、保育士、栄養士（調理員）の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

- (1) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

- (2) 保育を提供する時間は、次のとおりとします。

■保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

■保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時29分まで又は16時31分から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

8 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

ゆうちょ銀行の口座より自動引き落としとなります。なお引き落とし手数料として別途10円がかかります。

<支払方法>

副食費	前月分を指定口座より毎月15日に引き落とします。
延長保育料	

9 第4条第2項に規定する小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 (令和8年度)

対象	0歳(生後6ヶ月過ぎ)～就学前までの乳児・幼児					
クラス名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	ゆめ	にじ	つき	ほし	そら	はな
支給認定	3号認定			2号認定		
定員	5名	10名	10名	15名	15名	15名

10 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

【利用の開始】

調布市の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

【利用の終了】

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

利用終了となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき ・3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき ・保護者から退園の願出があったとき
当園より利用契約を解除する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育料・給食費の支払いが3か月以上遅延した場合 ・保護者、園児、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員その関係者又は他の園児に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼす恐れがある場合 ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
--	---

1.1 緊急時等における対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.2 非常災害対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

◆調布市における自然災害が予期されれる場合の保育施設等の対応についての基準

1 園が所在する場所に対し、気象に関する避難情報等が発令された場合の対応基準（表1）

避難勧告等の警戒レベル（市の発令）		発令時刻・対応	
		午前7時以前	午前7時以降
5	緊急安全確保	発令時刻を問わず、終日休園とする	
4	避難指示	休園	休園とする 在園児がいる場合は、所定の避難場所への避難を最優先とする。 避難後は、避難場所で園児を引き渡す
3	高齢者等避難	休園	調布市保育課に連絡のうえで、降園を基本とする その後の気象状況、被災状況、園の立地場所、周辺の道路状況等、園の事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営が困難と判断した場合は、調布市保育課に連絡の上、降園の措置をとる。 ただし、園周辺の状況により緊急を要する場合は、所定の避難場所への誘導を最優先し、避難場所で保護者の引き渡しを行う

2 京王線の計画運休が発表された場合の対応基準（表2）

発表時期	対応
午前7時以前	休園とする
午前7時以降	降園を基本とし、（表1）の対応に準ずる

1.3 虐待の防止のための措置に関する事項

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者（園長）を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

また、虐待の疑いが見受けられる場合、保護者の同意を得ずに児童相談所に通報します。

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施

(2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 柴田 文子 電話番号 03-3300-0190
相談・苦情解決責任者	氏名 瀧川 美志 電話番号 03-3300-0190
第三者委員	細萱 大祐 050-6868-4846 深澤 知子 052-265-0190

受付方法：例) 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

1 5 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

児童及びその保護者等にかかる個人情報の使用について	<ul style="list-style-type: none">・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有いたします。・他の保育所等へ転園する場合、通所施設に通う場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、療育関係事業者や福祉関係者等を含む他の施設との間で必要な連絡調整を行います。・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
飲酒	当園の敷地内での飲酒はご遠慮ください。また酔った状態での送迎はお控えください。

《別表》

<副食費>

4,500円（3歳児～）

<延長保育料>

延長保育時間	延長保育料		
	保育標準時間認定		保育短時間認定
	月額	日額（スポット）	
18:01～19:00	3,500円	700円	7:00～8:29
19:01～20:00	12,000円	2,400円	16:31～18:00 を利用する場合 30分300円

※万が一預かり可能時間（20時）を過ぎた場合は、超過10分につき800円を申し受けます。

※交通機関等の遅延・災害時の遅延におきましても、延長保育料は発生いたしますので、ご了承ください。

※19:01～20:00の時間帯で申し込まれた場合は、お迎えの時間に関わらず19:01以降の延長料金を申し受けます。

<おむつのサブスクリプションサービス（花王すまいる登園）について>

花王すまいる登園サイトよりご登録ください。

月額3,278円

※お支払いに関する詳細は、花王すまいる登園（BABY JOB）の案内に従って手続きください。

花王すまいる登園 サイト



<https://baby-job.co.jp/kao-smile-touen/>